

令和4年度

障害者を対象とした岩出市職員採用試験案内

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209
岩出市役所 総務部 総務課 人事係
Tel 0736-62-2141 (内線123)

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の方を対象として、雇用の促進を図ることを目的に行うものです。

- | | |
|--------|--|
| ○ 受付期間 | 【持参】 令和4年9月1日(木)～9月14日(水)
土・日・祝日以外の午前9時から午後5時まで
【郵送】 令和4年9月14日(水)までの消印有効 |
| ○ 試験日 | 令和4年10月16日(日) |
| ○ 試験場所 | 岩出市役所 |

1 募集区分、採用予定人員及び職務の内容

○ 令和5年4月1日採用予定

募集区分	採用予定人員数	職務内容
一般事務職	1名程度	市長部局又は教育委員会等における事務

2 試験の日時・方法等

	一次試験	二次試験
日時	令和4年10月16日(日) 入室完了 午前9時	一次試験合格者に通知
場所	岩出市西野209番地 岩出市役所 詳細は当日玄関へ掲示	
試験科目	・教養試験(高卒程度) ・性格特性検査	・口述試験(面接) ・作文
持参物	受験資格に記載の手帳、意見書等・補装具(必要な方)・筆記用具	
合否結果	合否に関わらず郵送で通知します。	

※ 気象条件その他の事情により、試験開始時間を変更する場合があります。

※ 一次試験当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に、手帳等の確認を求める場合があります。

3 受験資格

- 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業した方(令和5年3月卒業見込みの方も含む)又は同程度の学力を有していると認定を受けた方(高等学校以上の学歴でも受験可)

○ 次に掲げる手帳等（試験当日、有効であるものに限る。）の交付を受けている方で週38時間45分の職務の遂行が可能な方

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている方
- (2) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている方
- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による知的障害者であることの判定書の交付を受けている方

* 上記の手帳等は、試験当日及び採用時において有効であることが必要です。
採用時において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。

○ 地方公務員法第16条に該当する方（次のいずれかに該当する方）は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岩出市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受験申込みの方法等

(1) 受付期間

【持参】 令和4年9月1日(木)～令和4年9月14日(水)

受付時間は、土・日・祝日以外の午前9時から午後5時まで

【郵送】 令和4年9月14日(水)までの消印有効

必ず簡易書留郵便（簡易書留郵便以外により不着等が生じ、それに伴い申込みができなかった場合は一切応じられません）を利用してください。

封筒の表には、「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 受付場所

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209

岩出市役所 総務部 総務課 人事係

(3) 提出書類

チェック欄

- ① 受験申込書 (別添)
- ② 履歴書 (別添)
- ③ 受験票 (別添)
- ④ 身体障害者手帳等の写し
- ⑤ 卒業証書の写し 又は 卒業（見込み）証明書(原本) (最終学歴のもの)
- ⑥ 84円分の切手を貼った返信用封筒 (受験票送付用として1通)
* 定形封筒（縦23.5cm横12cm）に、宛先を記載してください。

5 受験票の交付

申込書等を受理した場合は、受付締切後に郵送により受験票を交付します。

なお、申込書等の審査の結果、記載事項や提出書類等に不備があると受理できない場合があり、そのために生じた申し込みの遅延等については責任を負いません。

6 補装具等の持ち込み

試験を受験するに当たり、補装具等が必要な人は、それらを使用しての受験ができません。ただし、当市では、準備できないものもありますので、できるだけご自分で用意してください。詳しくは、市役所総務課人事係までお問い合わせください。

7 合格から採用までの経過及び給与

- (1) この試験の合否結果は合否にかかわらず通知します。
合格者及び補欠合格者は、合格者等名簿に登録され、合格者は令和5年4月1日付で、補欠合格者は採用が必要な場合、名簿順位が上位の方から順次採用（補欠合格者にはこちらから連絡します）を行う予定です。
合格者名簿の有効期間は令和6年3月31日までとなっていますので、それまでに採用の必要が生じない場合、補欠合格者の資格は無効となります。
補欠合格者の採用の保障はありませんのでご了承ください。
- (2) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合は、合格者であっても採用資格を失います。
- (3) 手帳等について、採用時まで、選考を受けることができる資格に該当しないことが判明した場合は、合格者であっても採用資格を失います。
- (4) 給与は、岩出市職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等各種手当が支給されます。

8 その他

- (1) 申込みできる募集区分は、同日に試験を実施する募集区分のうちの1つに限ります。
なお、申込書を受理した後の変更は認めません。
- (2) 受験に際しては、受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、身体障害者手帳、補装具（必要な方）を持参してください。
- (3) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (4) 試験説明等の際のコミュニケーション手段として希望する方法がある場合は、「職員採用試験受験申込書」内その他欄に希望する方法を記入すること。
- (5) 試験当日は、感染予防のため、常時マスクを着用してください。
(本人確認の際は、一時的に外していただきます。)
(マスク着用が困難な方は、ご相談ください。)